

第 4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

(ア) 妊娠の届出により、妊産婦や乳幼児を的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行う。

(イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

地域保健課職員（保健師）、こども支援課職員、助産師、専任保健師、支所職員

オ 内容

妊娠の届出をした者に対してアンケートを実施し、必要な情報提供を行い、母子健康手帳を交付。

カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

区分 年度	妊娠届出数	届出時の妊娠週数					
		11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週以上	分娩後	不詳
R 2	8 1 4	7 6 5	4 3	4	2	0	0
R 1	8 4 9	7 7 8	5 4	3	8	1	5
対比	－ 3 5	－ 1 3	－ 1 1	1	－ 6	－ 1	－ 5

(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

区分 年度	本庁舎	支所					健康福祉 センター
	こども 支援課	東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	
R 2	4 3 8	3	4	4	1 8	8	3 3 9
R 1	4 7 8	7	1	2	1 5	8	3 3 8
対比	－ 4 0	－ 4	3	2	3	0	1

(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区分 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加	合計
R 2	8 1 4	1 0	1 1	8 3 5
R 1	8 4 9	2 0	1 1	8 8 0
対比	－ 3 5	－ 1 0	0	－ 4 5

キ 事業の経過

平成4年度 事務移譲により、交付主体が県から市町村に変更（母子保健法の一部改正）

平成29年度 本庁舎の交付担当課が市民課からこども支援課（いるティーキッズとよおか）へ変更

令和元年度 いるティーキッズふじさわの窓口業務に専任の助産師・保健師を配置（月曜日、水曜日（午後）、金曜日（午後）、土曜日のみ）

ク まとめ

平成29年度の子育て世代包括支援センターの開設に伴い、近隣の産婦人科医療機関へ子育て世代包括支援センターへの妊娠届出の勧奨を行ったことにより、支所への妊娠届出の割合が減少している。

2 早期不妊検査及び不育症検査・早期不妊治療費助成事業

(1) 早期不妊検査及び不育症検査費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊検査及び不育症検査に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

埼玉県早期不妊検査費（このとり健診推進事業）不育症検査費助成事業実施要綱

入間市早期不妊検査及び不育症検査費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が43歳未満の子どもを望む法律上の婚姻をしている夫婦

エ 対応者

指定医療機関、埼玉県不妊検査及び不育症検査助成対象医療機関

オ 内容

指定医療機関等において、夫婦がともに（不育症については、夫婦がともにまたは妻のみ）受けた検査に対し、上限2万円の範囲内で助成

カ 実績

単位：人

区分 年度	早期不妊検査費助成件数	不育症検査費助成件数
R 2	4 4	5
R 1	3 3	8
対比	1 1	－ 3

キ 事業の経過

平成 2 9 年度 早期不妊検査費事業開始

平成 3 0 年度 不育症検査事業開始

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に伴う経済的な負担の軽減を図り、不妊症に悩む夫婦が検査を実施できる環境整備に努めた。

平成 3 0 年度から不育症検査費助成事業を開始した。

(2) 早期不妊治療費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊治療に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

埼玉県早期不妊治療費助成事業実施要綱

入間市早期不妊治療費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が 3 5 歳未満の子どもを望む、法律上の婚姻をしている夫婦

エ 対応者

指定医療機関

オ 内容

埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成の対象となった治療に対し、上限 1 0 万円の範囲で助成

カ 実績

単位：人

区分 年度	不妊治療費助成件数
R 2	1 5
R 1	1 6
対比	－ 1

キ 事業の経過

平成29年度 事業開始

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減を図り、
不妊症に悩む夫婦が治療を実施し妊娠を望める環境整備に努めた。

3 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

ア 目的

妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

子ども・子育て支援法

埼玉縣市町村妊婦健康診査標準実施要領

入間市妊婦健康診査実施要綱

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

契約医療機関等（（一社）埼玉県医師会・（一社）埼玉県助産師会・1都
6県内の契約医療機関等）へ委託し対応

オ 内容

（ア）妊婦健康診査（14回）

問診及び診察、検査計測（血圧・体重測定・尿化学検査等）、保健指導、
超音波検査（3、6、10、12回目に実施）

（イ）HIV抗体検査

（ウ）子宮頸がん検診（細胞診）

（エ）HTLV-1抗体検査

（オ）性器クラミジア検査

※健診内容の実施時期・回数については、実施要領による。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分		年度		対比
		R 2	R 1	
妊婦健康診査	1回目	790	820	-30
	2回目	784	800	-16
	3回目	730	772	-42
	4回目	766	823	-57
	5回目	742	810	-68
	6回目	726	799	-73
	7回目	743	787	-44
	8回目	709	768	-59
	9回目	646	746	-100
	10回目	704	778	-74
	11回目	567	647	-80
	12回目	644	729	-85
	13回目	490	577	-87
	14回目	303	368	-65
HIV 抗体検査		789	821	-32
子宮頸がん検診		771	800	-29
HTLV-1 抗体検査		790	820	-30
性器クラミジア検査		783	824	-41

キ 事業の経過

- 平成9年度 事務移譲により実施主体が県から市町村に変更
- 平成20年度 妊婦健康診査の回数を2回から5回に拡充
- 平成21年度 妊婦健康診査の回数を5回から14回に拡充。併せて償還払い制度を実施
- 平成23年度 HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア検査を追加
- 平成24年度 関東圏内1都6県以外医療機関との埼玉県による一括契約締結が廃止されたことにより、償還払い制度で対応
- 平成26年度 風疹ウイルス抗体検査を追加
- 令和元年度 ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査を追加

ク まとめ

妊婦健康診査及び各種検査を実施し、妊娠出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めている。

(2) 3～4か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助及び保護者の育児不安の

軽減や精神の安定を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

3～4か月児

エ 対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約50人を対象に実施

問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 2	8 5 1	8 1 8	9 6 . 1 2
R 1	8 0 5	7 8 6	9 7 . 6 4
対比	4 6	3 2	－ 1 . 5 2

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					精密健康診 査受診児数	事後指 導児数
	異常なし	要経過観 察児数	要精密健康 診査児数	要治療児数			
					健康診査前か らの治療継続 児の数		
R 2	6 3 9	6 1	3 5	8 3	7 4	2 9	4 8
R 1	5 8 2	6 3	3 5	1 0 6	6 5	3 3	3 7
対比	5 7	－ 2	0	－ 2 3	9	－ 4	1 1

キ 事業の経過

平成15年度 心理相談員を配置

平成17年度 図書館職員の協力を得て絵本の読み聞かせ事業を開始

平成25年度 図書館職員の絵本の読み聞かせ事業をBCG実施日へ変更

平成26年度 名称を「3か月児健康診査」から「3～4か月児健康診査」に変更。実施回数を「18回」から「17回」に変更

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため事業実施時期を変更

ク まとめ

医師等による子どもの発育・発達の状況把握のほか、助産師、心理相談

員等を配置することで保護者の育児不安の軽減が図られている。今年度は感染拡大防止のため、集団指導を中止し、滞在時間の短縮につなげた。集団指導を実施できないため、同内容の資料の配布、受付の待ち時間に動画の放映を行い、知識の周知を行うことができている。併せて、食育教室の申込受付をすることで、同事業の周知及び参加促進が図られている。

(3) 1歳6か月児健康診査

ア 目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

1歳6か月児～1歳7か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約56人を対象に実施

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 2	9 5 8	9 1 6	9 5 . 6 1
R 1	9 4 9	9 1 8	9 6 . 7 3
対 比	9	－ 2	－ 1 . 1 2

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密 健康診査 受診児数 (紹介状 を含む)	事後 指導
	異常なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康 診査 (紹介状 を含む)	要治療			
		身体面	精神面	身体・精神 両面			健康診 査前か らの治 療継続 児の数			
R 2	6 7 8	9 4	1 2 6	1 8	1 8 9	8	4 1	2 5	7	8 0
R 1	6 8 3	8 8	1 1 7	3 0	1 6 2	2	7 1	4 2	1	5 9
対比	－ 5	6	9	－ 1 2	2 7	6	－ 3 0	－ 1 7	6	2 1

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況						
	未処置 歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				O ₁ 型	O ₂ 型	不 詳	A 型	B 型	C 型	不詳
R 2	1 3	1 3	0	7 0 6	2 0 5	0	4	1	0	0
R 1	2 0	2 0	0	8 0 5	1 0 6	0	7	0	0	0
対比	－ 7	－ 7	0	－ 9 9	9 9	0	－ 3	1	0	0

※O₁型：むし歯がない O₂型：むし歯はないがハイリスク A型：上の前歯か、奥歯にむし歯あり

B型：上の前歯と、奥歯にむし歯あり C型：下の前歯とその他の歯にむし歯あり

キ 事業の経過

平成 1 5 年度	心理相談員を 2 人に増員
平成 2 0 年度	歯科の集団指導を開始
平成 2 1 年度	問診時に検査用具を用いて発達の確認を実施
平成 2 8 年度	実施回数を「1 8 回」から「1 7 回」に変更
令和元年度	感染拡大防止のため 1 回中止
令和 2 年度	感染拡大防止のため事業実施時期を変更

ク まとめ

1 歳 6 か月児健診において、精神発達の経過観察とともにむし歯予防のために 2 歳児歯科健診の受診勧奨及び、麻しん風しん第 1 期の未接種者へはチラシを渡し接種勧奨等を実施している。また、感染拡大防止のため集団指導を中止し、滞在時間を短くしたことで受診率の大幅な減少を防ぐことができた。

(4) 3 歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、む

し歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約64人を対象に実施。

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、個別相談

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 2	1 0 9 7	1 0 6 3	9 6 . 9 0
R 1	9 9 7	9 7 0	9 7 . 2 9
対比	1 0 0	9 3	－ 0 . 3 9

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康 診査受診 児数 （紹介状 を含む）	事後 指導
	異常 なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康診査 （紹介状を 含む）	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精神 両面			健康診査前 からの治療 継続児の数			
R 2	4 7 6	5 5 0	9	2 8	4 8 3	1 4	9 0	3 2	1 2	7 0
R 1	4 5 9	4 4 9	2 0	4 2	3 9 3	1 4	1 0 4	4 3	1 0	8 0
対比	1 7	1 0 1	－ 1 1	－ 1 4	9 0	0	－ 1 4	－ 1 1	2	－ 1 0

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数 (本)			歯の状況					
	未処置歯	処置歯	O 型	むし歯のある児					不詳
				A 型	B 型	C 1 型	C 2 型		
R 2	3 7 2	3 2 9	4 3	9 6 1	7 1	2 4	2	5	0
R 1	2 6 8	2 1 2	5 6	8 7 7	7 6	1 2	1	4	0
対比	1 0 4	1 1 7	－ 1 3	8 4	－ 5	1 2	1	1	0

キ 事業の経過

平成15年度	心理相談員を2人に増員
平成20年度	歯科の集団指導を開始
平成30年度	実施回数を「18回」から「17回」に変更
令和元年度	感染拡大防止のため1回中止
令和2年度	感染拡大防止のため事業実施時期を変更

ク まとめ

感染拡大防止のため集団指導を中止し、スタッフ数を増員させ、来所者の滞在時間の短縮に努めた。感染拡大防止のため、事業実施時期を変更したが、一定の受診率を保つことができている。引き続き子どもの発育発達の確認や保護者の育児不安の軽減に努めていく。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3～4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた乳幼児について、精密健康診査を行い、乳幼児の健全な育成を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
乳幼児健康診査実施要綱
入間市乳幼児精密健康診査実施要領

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた乳幼児

エ 対応者

契約医療機関

オ 内容

契約医療機関において受診（精密健康診査受診票の交付日から1か月以内）

カ 実績

精密健康診査受診票の発行数と受診状況 単位：人

区分 年度	3～4か月		1歳6か月		3歳	
	発行数	受診数	発行数	受診数	発行数	受診数
R2	29	29	1	1	10	9
R1	28	26	1	1	9	5
対比	1	3	0	0	5	4

キ 事業の経過

平成 9 年 4 月 1 日 入間市幼児精密健康診査実施要領を施行

平成 24 年 9 月 1 日 入間市乳幼児精密健康診査実施要領を施行

ク まとめ

精密健康診査の受診状況の把握に努め、支援が必要な児に対しては継続して支援を行っていく。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等の状況を把握し、児童虐待の未然防止と乳幼児健康診査受診率の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

児童虐待防止法

平成 24 年 11 月 30 日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、受診勧奨をしても連絡がなく状況が把握できない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、家庭児童相談員

オ 内容

- ・保健師、主任児童委員、家庭児童相談員が家庭訪問等を実施
- ・定期的に乳幼児健康診査未受診者家庭訪問報告会、年 4 回実施

カ 実績

未受診者家庭訪問実施件数

単位：人

区分 年度	3～4 か月児 健康診査	1 歳 6 か月児 健康診査	3 歳児 健康診査
R 2	24	17	15
R 1	4	6	18
対比	20	11	－3

キ 事業の経過

平成 15 年度 埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施

平成 16 年度 市の事業として開始

令和元年度 感染拡大防止のため 1 回中止

令和 2 年度 感染拡大防止のため 3 回中止

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診の家庭は虐待発生のリスクが高いため、家庭訪問等により状況把握に努め、必要に応じて関係機関と連携し、対応することが重要である。

4 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援していく。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦、就学前の乳幼児と保護者

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士、事務職員

オ 内容

乳幼児相談 年6回（健康福祉センター3回、公民館3回）
（感染拡大防止のためセンター3回、公民館6回中止）
身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児・歯科・母乳・栄養相談、公民館では育児・歯科・栄養相談を実施）

カ 実績

（ア）健康福祉センター

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦					乳幼児			
			相談内容（延べ）					相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
R 2	4 8	5 6	0	0	0	0	0	3 1	2 3	3 1	1 3
R 1	1 3 7	2 3 0	0	0	0	0	0	7 6	3 5	5 7	2 9
対比	－ 8 9	－ 1 7 4	0	0	0	0	0	－ 4 5	－ 1 2	－ 2 6	－ 1 6

(イ) 金子・西武・東藤沢公民館

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦					乳幼児			
			相談内容（延べ）					相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
R 2	4 6	4 6	0	0	0	0	0	1 9	1 2	1 6	1 3
R 1	1 5 5	2 1 2	0	0	0	0	0	6 5	3 7	5 6	1 6
対比	— 1 0 9	— 1 6 6	0	0	0	0	0	— 4 6	— 2 5	— 4 0	— 3

キ 事業の経過

平成 1 8 年度 健康福祉センター、市民会館、公民館（東町、金子、西武）で実施

平成 1 9 年度 健康福祉センター、男女共同参画推進センター、公民館（金子、西武）で実施。また、健康福祉センターを利用する方が増えたため、対象児を 0 歳から 1 歳未満と、1 歳以上に分離

平成 2 3 年度 健康福祉センター、公民館（金子、西武）で実施

平成 2 4 年度 健康福祉センター、公民館（金子、西武）で実施。東藤沢公民館で 2 回試行

平成 2 5 年度 健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施。黒須公民館で 2 回試行

平成 2 6 年度 健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施

平成 2 9 年度 機構改革により、地域保健課へ統合し新体制となる。健康福祉課で実施していた事業の「健康相談」のうち、乳幼児相談を未実施の公民館で『みんなの健康相談』として、乳幼児相談も実施

平成 3 0 年度 事業の見直しにより『みんなの健康相談』は廃止。乳幼児相談のみの体制に戻し、健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施

令和 2 年度 緊急事態宣言に伴い公民館等施設の使用ができないこと、感染拡大防止のため事業が 9 回中止（センター 3 回、公民館 6 回）

ク まとめ

感染拡大防止のため、予約制で行った。会場は、健康福祉センター、公民館等の各地域で実施することにより身近な場所での相談が可能となっている。

(2) オンライン母子保健相談

ア 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面や接触を避けるため、また来所できない方への相談手段として、オンラインによる子育て相談を実施し、適切な助言や情報提供を行うことにより、育児不安や孤立を予防する。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児の保護者

エ 対応者

子育て世代包括支援センターふじさわの委託助産師、保健師
地域保健課職員

オ 内容

- (1) 妊産婦の健康に関すること
- (2) 乳幼児の健康、子育てに関すること
- (3) 母子保健事業、予防接種に関すること

相談時間は1回30分、受付時間は月曜日～土曜日の午前9時～午後4時

カ 実績

単位：人

年度	区分	実人数
R 2		2

キ 事業の経過

令和3年1月 事業開始

ク まとめ

保護者のニーズに合わせ育児不安の解消・軽減を図るための手段として、電話・窓口相談のほかに相談手段が増えた。事業の周知等、検討していく必要がある。

(3) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、保護者の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

専門的な相談を必要とする児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

年 16 回 1 人約 50 分の予約制

相談員が児の発達や育児、保護者の心配ごとに応じる。相談中は同室で保健師・精神保健福祉士が児の保育をし、必要時、児の様子を観察する。

カ 実績

(ア) 相談者数

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 2	46	46
R 1	47	47
対比	-1	-1

(イ) 主な相談内容（延べ）

単位：件

区分 年度	子どもの 言葉	子どもの 行動	母の 育児不安
R 2	23	10	18
R 1	29	14	14
対比	-6	-4	4

キ 事業の経過

平成 13 年度 子ども相談室事業を開始

平成 25 年度 年 10 回実施

平成 26 年度 年 12 回実施

令和 2 年度 コロナ禍による保護者の負担軽減を図るため、実施回数を 6 回増やし、計 16 回実施。感染拡大防止のため、2 回中止

ク まとめ

母の育児不安による相談が増え、令和 2 年度は土曜日の相談日も設けた。土曜日の開催により、父も来所しやすくなったと思われる。随時相談や継続支援をしている方への紹介に加えて、乳幼児健康診査当日にも必要な方へ利用を勧めている。

(4) 発育発達相談

ア 目的

運動機能又は精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施。また医療機関の紹介や療育の情報提供を行い乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

発達障害者支援法

入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

運動や精神面の発達に心配があると思われる児

エ 対応者

小児科医、心理相談員、言語聴覚士、保健師

オ 内容

年10回 1人約30～40分の予約制

保健師による計測と発達の確認、医師、心理相談員、言語聴覚士との個別相談

(小児科医が単独で対応もしくは、小児科医に加え心理相談員及び言語聴覚士が相談に対応)

カ 実績

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 2	32	32
R 1	28	31
対比	4	1

キ 事業の経過

平成17年度 実施主体が狭山保健所から市へ移管され年7回実施
 平成21年度 年10回に実施回数を増加
 平成29年11月 相談の時間を70分から40分にし、相談枠を4件から9件に増加
 平成30年度 40分の相談時間で6件を8回、60分の相談時間で2件を2回、計10回実施
 令和元年度 30分の相談時間で5件を5回、45分の相談時間で2件を5回(年度途中で3件に変更)、計10回実施
 令和2年度 30分の相談時間で5件を5回、40分の相談時間で3件を5回、計10回実施

ク まとめ

小児科医に加え心理相談員及び言語聴覚士が相談に対応する回の相談時間の見直しをし、1回の相談枠を2件から3件に枠を増やして実施した。

4歳以下の相談が多く、相談内容としては、言葉の遅れや行動の問題が多いため保護者の不安に寄り添いながら、より専門的な指導が実施できた。

(5) 電話・窓口相談

ア 目的

妊産婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努める。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児、育児に関することなど全般の相談

エ 対応者

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士

オ 内容

妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に随時対応、受付時間は月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時15分

カ 実績

単位：人

区分 年度	窓口	電話	合計
R 2	1 4 3	1, 2 3 4	1, 3 7 7
R 1	1 4 9	8 8 9	1, 0 3 8
対比	－ 6	3 4 5	3 3 9

キ 事業の経過

平成15年度 健康福祉センター開館に伴い、土曜日も対応

ク まとめ

妊娠期からの切れ目のない支援を引き続き実施していく。

5 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が安心して出産や育児に取り組むことができるよう支援する。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。妊娠期から地域での

仲間づくりの場を提供し、出産後の子育ての孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～7か月の妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士

オ 内容

2日間1コースで年12回（うち2回は1日コースに変更）、個別対応

1日目	妊娠中の食事、ママと子どもの口腔ケア、これからの育児 出産後の手続き・制度、実習（ミルク作り）
2日目 （土曜日）	妊娠中の過ごし方、母乳育児について、実習（沐浴・妊婦体験・ オムツ交換等）

カ 実績

参加人数（2日間コース）

単位：人

区分 年度	妊婦		夫		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 2	112	175	98	131	210	306
R 1	79	153	71	113	150	266
対比	33	22	27	18	60	40

参加人数（個別対応）

単位：人

区分 年度	妊婦	夫	合計
	実人数	実人数	実人数
R 2	21	15	36

キ 事業の経過

平成15年度 初産婦を対象に、母親学級を3日間・1コースとして実施
その他、両親学級を2日間の実習（調理、沐浴、子育て講話）
で実施

平成16年度 両親学級の他に、パパ・ママ料理教室を実施

平成17年度 調理実習を両親学級に組み込み5日間の実施

平成20年度 ワーキングママパクラス参加者が増加し、短期間開催の要望
が増えたため、3日間に短縮

平成22年度 バスの発着時間に合わせ学級の終了時間短縮・4日間実施に変
更

平成26年度 2日目に妊娠中の栄養の講話と調理実習の実施

平成27年度	調理実習をマタニティ・クッキングとして別事業に分離
平成28年度	カリキュラムの見直しを行い、実施日数を3日間に変更し、終了時刻の15分延長を実施
平成30年度	マタニティ・クッキングの廃止に伴い、3日目に試食を提供
令和元年度	試食を廃止し、1日目に妊娠中の栄養、3日目に子育て情報・これからの育児に内容を変更
令和2年度	平日と土曜日の2日間で1コース、定員20人に変更し、感染拡大防止のため、令和2年4月から6月までは中止。7月から定員10名に縮小して再開し、定員満員となった月は、急遽午後の時間帯でも開催。令和3年1月・2月は緊急事態宣言のため、2日間コースを1日コースに変更し実施。希望者には個別対応

ク まとめ

夫の参加人数が年々増加している。土曜日開催の内容は、妊婦体験、調乳、沐浴実習など、夫も体験できる内容になっており、夫の参加率の高さにつながっていると思われる。令和2年度より、平日と土曜日の2日間で1コースへ変更となった。感染拡大防止のため産院での両親学級中止が多い中で、両親学級は需要があったと思われる。併せて新型コロナの影響で事業中止等により参加できない方たちへ、市公式ホームページに市公式 YouTube で沐浴、ミルクの作り方の動画を掲載した。

(2) 働くママのための両親学級

ア 目的

働いている方の妊娠・出産・育児に伴う制度の正しい知識の普及と情報提供をすることにより、妊婦が安心して主体的に出産や育児に取り組むことができ、育児に生かせる仲間づくりの場を提供する。

さらに、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促し、仕事と育児の両立を図れるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～7か月の働いている妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師

オ 内容

年6回（偶数月に実施）半日コース

産休前の妊婦とその夫が参加しやすいよう土曜日の午前中に開催
 妊娠中の過ごし方、母乳育児について、保育サービスについて、実習（沐浴、ミルク作り、妊婦・育児体験など）

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	妊婦	夫	合計
R 2	—	—	—
R 1	9 9	8 4	1 8 3
対比	— 9 9	— 8 4	— 1 8 3

キ 事業の経過

平成18年6月 「ワーキングママパパクラス」として偶数月に実施

平成23年度 「働くママのための両親学級」に名称を変更

令和2年度 両親学級「パパママクラス」に統一したため中止

ク まとめ

令和2年度に、両親学級「パパママクラス」に統一したため中止とした。

（3）食育教室「はじめての離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

5か月～6か月の児（離乳食を始めるころ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年9回実施 1回約25分の4部制

離乳食の基本的な作り方について等の個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 2	8 5	1 6 3
R 1	2 2 1	4 7 9
対比	－ 1 3 6	－ 3 1 6

キ 事業の経過

平成 2 1 年度まで 3 か月児健康診査と同時開催
 平成 2 2 年度 食育教室を開催「ごっくんクラス（5～6 か月児）」と
 「もぐもぐクラス（7～8 か月児）」の 2 つの教室を実施
 平成 2 3 年度 5～6 か月児を対象とした教室に一本化
 平成 2 6 年度 「はじめての離乳食」と「7 か月からのもぐもぐ離乳食」
 に分けて実施
 令和元年度 感染拡大防止のため 1 回中止
 令和 2 年度 感染拡大防止のため 3 回中止。事業内容を変更し個別相
 談として実施

ク まとめ

初めて調理する素材の種類や離乳食の与え方、量、食物アレルギーのこと
 などを丁寧に伝え、離乳食に対する不安の軽減を図っている。新型コロナの
 影響で事業中止等により参加できない方たちへ市公式ホームページに市公
 式 YouTube で離乳食の作り方の動画を掲載した。

また、通常の食育教室の講話の内容の資料を作成し、併せて掲載した。
 事業予約者へ中止の連絡をする際、電話相談を行った。

（４）食育教室「7 か月からのもぐもぐ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機
 会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
 食育基本法

ウ 対象

7 か月～8 か月の児（2 回食ごろ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年8回実施 1回約25分の2部制

離乳食の2回食の進め方についての個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 2	3 8	7 8
R 1	1 4 1	3 0 4
対比	－ 1 0 3	－ 2 2 6

キ 事業の経過

平成21年度まで 3か月児健康診査と同時開催
平成22年度 食育教室を開催「ごっくんクラス（5～6か月児）」と
「もぐもぐクラス（7～8か月児）」の2つの教室を実施
平成23年度 5～6か月児を対象とした教室に一本化
平成26年度 「はじめての離乳食」と「7か月からのもぐもぐ離乳食」
に分けて実施
平成30年度 見直しにより、同日前半の回で「9か月のかみかみ離乳
食」、後半の回で「7か月からのもぐもぐ離乳食」を実施
令和元年度 感染拡大防止のため1回中止
令和2年度 感染拡大防止のため、4回中止。事業内容を変更し個別
相談として実施

ク まとめ

2回食について子どもの発達に合わせた個別相談を中心に行った。短時間
で保護者の不安が軽減できるよう通常の食育教室の講話の内容は資料を作
成して渡し、市公式ホームページにも掲載した。

事業予約者へ中止の連絡をする際、電話相談を行った。

（5）食育教室「9か月のかみかみ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機
会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

9か月～10か月の児（3回食ごろ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年8回実施 1回約25分の2部制

離乳食の3回食の進め方についての個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 2	4 1	8 2
R 1	1 2 5	2 6 0
対比	－ 8 4	－ 1 7 8

キ 事業の経過

平成30年度 見直しにより、同日前半の回で「9か月のかみかみ離乳食」を実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため、4回中止。事業内容を変更し個別相談として実施

ク まとめ

3回食について子どもの発達に合わせた個別相談を中心に行った。短時間で保護者の不安が軽減できるよう通常の食育教室の講話の内容は資料を作成して渡し、市公式ホームページにも掲載した。

事業予約者へ中止の連絡をする際、電話相談を行った。

（6）食育教室「離乳食の話」in ほっとルーム（西武公民館）

ア 目的

子どもの発達に合わせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

生後4か月～1歳ごろの児と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

年2回実施（11月、3月）

月齢に応じた離乳食（作り方、進め方など）の講話、試食、個別相談

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 2	1 2	2 3
R 1	1 6	3 4
対比	－ 4	－ 1 1

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始。感染拡大防止のため 1 回中止

令和 2 年度 感染拡大防止のため、1 回中止

ク まとめ

地区公民館を会場に、子育て支援事業との同時開催で事業を実施することで、子育て世代が気軽に参加できる事業となった。令和 2 年度は新型コロナによって、3 月のほっとルームは中止となり、食育教室のみの開催だった。月齢に応じた離乳食について説明を行う他、子どもの発達に合わせた個別の相談に対応することで保護者の不安の軽減を図っている。

事業予約者へ中止の連絡をする際、電話相談を行った。

(7) おいしくたべよう 0 1 2 さい

ア 目的

子どもの望ましい食習慣を育んでいくために、児童センターに集まった親子を対象に、食に関する情報、知識の普及・啓発を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

児童センターに集まった親子

エ 対応者

栄養士、児童センター職員

オ 内容

年 4 回

野菜の歌の手遊び、野菜等の紹介（野菜の栄養価、調理工夫等）、調理見本を示しながらレシピの紹介、資料配布

カ 実績 単位：人

区分 年度	参加人数
R 2	1 2 2
R 1	3 2 1
対比	－ 1 9 9

キ 事業の経過

平成 1 7 年度 事業開始

平成 2 4 年度 親子支援課へ管理栄養士が配属されたことによって、親子支援課の事業として実施

平成 2 9 年度 地域保健課の事業として実施

令和元年度 感染拡大防止のため 1 回中止

令和 2 年度 感染拡大防止のため児童センターが閉館し 7 回中止

ク まとめ

児童センターの事業「みんなであそぼう 0 1 2 さい」実施前の短時間で、親子が野菜に親しみ、食に対する興味関心を高める機会となっている。乳幼児相談等のアナウンスにより他事業にもつながっている。今後の動向を見ながら、事業の周知等、検討していく必要がある。

(8) 赤ちゃんサロン～おやこでおでかけ～

ア 目的

子育ての孤立を防止するため、地域で支え合いながら子育てができるよう、同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士で、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね 1 ～ 5 か月児とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

年 1 3 回

親子のふれあい遊び、子育て支援センターの案内、フリートーク、希望者には体重測定

カ 実績 単位：人

年度 \ 区分	参加人数
R 2	8 3
R 1	1 7 3
対比	－ 9 0

キ 事業の経過

- 平成 1 5 年度以降 広報等で募集を行う自由参加型に変更した（旧保健センター時は両親学級卒業生と 3 か月児健診における希望者（第 1 子）のみに案内）。
- 平成 2 9 年度 地域の子育て支援センター、保育所等の利用が増加し、赤ちゃんサロンの利用者が年々減少したため、事業を終了
- 令和元年度 対象児を 1 ～ 3 か月児に変更し、各地区公民館で事業を再開
- 令和 2 年度 感染拡大防止のため、1 9 回中止。また、対象児を 1 ～ 5 か月児に変更。開催場所に東町公民館を追加。希望者には体重測定を実施

ク まとめ

身近な公民館で開催することにより、多くの母子が来所しやすくなった。参加者のほとんどが、体重測定を希望されたことから、体重測定のニーズがあることが分かった。感染拡大防止のために事業を中止していた時期もあったため、次年度は対象月齢を広げ乳児期の親子が事業に参加できるよう調整する。

（9）9 ～ 1 0 か月育児学級

ア 目的

心身の成長・発達の節目である生後 9 か月の時期に合わせた健康教育を行うことで子どもの健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。

イ 根拠法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね 9 ～ 1 0 か月児と保護者

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

年 4 回実施

計測、個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数（児）
R 2	1 0 9
R 1	2 3 2
対比	－ 1 2 3

キ 事業の経過

平成16年度 午後の時間帯に実施
 平成18年度 午前の時間帯に変更
 平成20年度 事故予防ルームを開設
 平成22年度 媒体や掲示による工夫をして視覚的な指導に変更
 平成30年度 年6回実施、対象者を8～9か月に変更し、保護者を対象に健康増進目的で簡易血管年齢測定を開始
 令和元年度 対象者を9～10か月に変更
 令和2年度 感染拡大防止のため2回中止。新型コロナにより予約制の個別相談会に変更し、対象者には個別で案内を郵送

ク まとめ

個別で事業案内することで対象児全員に事業の周知をすることを行った。また、通知文には市公式 YouTube の事故予防と仕上げ磨きについて案内を行った。個別の相談により、保護者のニーズに合った相談の場となっているため、今後も個別相談ができる環境を整えていく必要がある。

(10) 2歳児歯科健診

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げ磨きの方法や習慣等を支援する。また、この時期にあわせた発育発達の相談ができる機会とし、親子がすこやかに成長できるよう支援を行う。

イ 根拠・関連法令

歯科口腔保健の推進に関する法律

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

入間市歯と口腔の健康づくり推進条例

ウ 対象

おおむね2歳3～4か月児

エ 対応者

歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、事務職員

オ 内容

年 5 回

歯科集団指導、歯科健診、フッ素塗布、身体計測、保健指導

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 2	3 9 3	2 9 7	7 5 . 5 7
R 1	9 5 2	8 3 1	8 7 . 2 9
対 比	－ 5 5 9	－ 5 3 4	－ 1 1 . 7 2

(イ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数 (本)			歯の状況						
	未処置歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				O 1 型	O 2 型	不 詳	A 型	B 型	C 型	不詳
R 2	6	5	1	2 5 5	3 6	0	5	1	0	0
R 1	6 8	6 3	5	7 6 9	4 2	0	1 9	0	1	0
対 比	－ 6 2	－ 5 8	－ 4	－ 5 1 4	－ 6	0	－ 1 4	1	－ 1	0

キ 事業の経過

平成 2 8 年度 事業開始

令和元年度 感染拡大防止のため 1 回中止

令和 2 年度 感染拡大防止のため 7 回中止

ク まとめ

むし歯にかかりやすい 2 歳の時期に歯科医師による歯科健診やむし歯予防に効果的なフッ素塗布、生活・食習慣の見直し、正しい仕上げ磨きの方法について実践を交えた説明を行っている。ただし、令和 2 年度は緊急事態宣言下の実施は行わなかったため 5 回の実施となった。実施再開後も感染拡大防止に留意し、計測や集団指導を行わず市民の滞在時間を短縮した。

また、発育発達の相談については、オンライン相談等の案内文を送付した。

(1 1) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな乳幼児とその保護者に対し、遊びを通じた関わりの中で乳幼児の発育・発達を経過観察し、その乳

幼児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

発達障害者支援法

ウ 対象

乳幼児健康診査、乳幼児相談などで、言葉の遅れや対人面・心理面などでの特別な育児支援が必要であると思われる乳幼児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

年 1 1 回

親子遊び（感覚遊び、運動等）、母子分離（児は保育、母はグループ相談）

カ 実績 単位：人（児のみ）

区分年 度	実人数	延べ人数
R 2	1 0	4 2
R 1	2 4	1 1 4
対比	－ 1 4	－ 7 2

キ 事業の経過

平成元年度 事業開始

平成 3 年度 心理相談員を配置

平成 1 8 年度 言語聴覚士と心理相談員が交互に指導するよう変更

令和 2 年度 感染拡大防止のため 9 回中止、定員を 7 組に変更

ク まとめ

定員を 7 組としたため、令和元年度より利用者数が減少している。また、地区担当保健師が訪問等で児の観察を行い地区担当内のカンファレンスで検討することにより、担当のみの判断ではなく必要なケースが適切に事業の利用につながったと考えられる。

その結果、終了時にアセスメントや方針決定が的確になされ、必要なケースが療育につながるようになっている。

（1 2）かるがもルーム

ア 目的

子育ての悩みがある母親に対し、親子遊びや話し合いを通して、健やかな母子関係作りを図れるように支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

育児不安があり、親子関係の構築において支援が必要と思われる親子

エ 対応者

心理相談員、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

年13回

親子遊び、母子分離（児は保育、母はグループディスカッション）

カ 実績

単位：人（親と児）

区分 年度	実人数	延べ人数
R 2	1 4	4 2
R 1	2 5	9 1
対比	－ 1 1	－ 4 9

キ 事業の経過

平成15年度

事業開始、年11回実施

平成22年度以降

年18回実施

平成27年度以降

年16回実施

令和元年度

年14回実施

令和2年度

1コース4回、年4コース16回実施。感染拡大防止のため、3回中止

ク まとめ

事業参加につながりにくく、欠席率が高いという課題解決のため1コース4回の講義形式へ変更し参加しやすい日程とした。事業開始前に参加者が自身の悩みや参加目標を設定することで、それぞれの悩みを軽減させる具体策を考えることが出来た。また育児場面のロールプレイを取り入れることで子どもの気持ちを体験し、保護者自身の関わりを振り返る機会となった。

（13）多胎児支援事業「ふたご・みつごの会」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦、0歳・1歳の双子・三つ子とその家族

エ 対応者

保育士、保健師、いるまファミリーサポートセンター職員

オ 内容

年 1 回

父母のフリートーク、保育、手遊び

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数(回)	参加延べ人数		
		妊婦	親	子ども
R 2	1	1	9	18
R 1	2	4	22	34
対比	－ 1	－ 3	－ 13	－ 16

キ 事業の経過

平成 17 年度 年 1 回実施

平成 18 年度以降 年 2 回実施

平成 21 年度 年 4 回実施（うち 2 回は 2 ～ 3 歳児）

平成 22 年度以降 年 2 回実施

令和 2 年度 感染拡大防止のため 1 回中止

ク まとめ

新型コロナの影響により 6 月は中止した。6 月の代替事業として、ふたごみつごの育児情報をまとめたチラシを作成し、対象のご家庭に郵送した。

10 月は予約制・感染拡大防止対策を行った上で実施した。

妊婦や多胎児親子の交流の場となっており、本事業に参加した妊婦や親が自主サークルに加入し交流を継続している。父親の参加が増え、フリートークの中での活発な意見や情報の交換が行われ、多胎児の育児における不安や悩みの共有・解消の手がかりを得られる機会となっている。

6 家庭訪問事業

（1）妊産婦訪問指導

ア 目的

妊産婦の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	妊婦		産婦		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 2	4 5	6 5	8 5 8	1,0 0 5	9 0 3	1,0 7 0
R 1	4 4	8 0	9 4 4	1,0 8 6	9 8 8	1,1 6 6
対比	1	— 1 5	— 8 6	— 8 1	— 8 5	— 9 6

キ 事業の経過

平成 9 年度 事業開始

ク まとめ

新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業の実施により、産婦訪問がほぼ全員に実施できている。出生数の減少により、訪問人数は平成 3 0 年度より減少しているが、平成 2 9 年度から子育て世代包括支援センターの設置によって、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行っている。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は、生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病の早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市未熟児養育医療指導実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用する未熟児と親

(イ) 上記に準ずる未熟児と親

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

(ア) 実施状況

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 2	1 2	1 7
R 1	2 9	3 1
対比	－ 1 7	－ 1 4

(イ) 出生の体重（各年度出生児数）

単位：人

出生体重 (g) 年度	～ 9 9 9	1, 0 0 0 ～ 1, 4 9 9	1, 5 0 0 ～ 1, 9 9 9	2, 0 0 0 ～ 2, 4 9 9	2, 5 0 0 ～	計
R 2	0	2	3	1	6	1 2
R 1	2	4	9	7	7	2 9
対比	－ 2	－ 2	－ 6	－ 6	－ 1	－ 1 7

キ 事業の経過

平成 1 9 年度 「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により
未熟児訪問指導事務が移譲

ク まとめ

未熟児は入院期間が長くなるため、個々の状態に合わせ、支援を実施した。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いため、養育上必要な保健指導を行い、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な支援をする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児、乳児

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

家庭訪問による新生児の健康状態の観察（体重測定含む）と保護者に対する指導、予防接種の案内と母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況

単位：人

区 分 年度	実件数	延べ件数
R 2	6 0 0	6 0 9
R 1	7 2 1	7 3 5
対比	－ 1 2 1	－ 1 2 6

キ 事業の経過

平成 9 年度 事業開始

平成 2 3 年度 出生連絡票の提出がない方へ電話連絡を開始

ク まとめ

出生数の減少により、訪問件数は減少しているが、平成 2 9 年度から子育て世代包括支援センターの設置にともない、産後うつ病質問票（EPDS）等のアンケートを実施し、産後早期からの支援を行っている。

（４）こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

新生児訪問を利用されなかった方（生後 4 か月までの乳児）を対象に、子育て支援の情報提供、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法

子ども・子育て支援法

社会福祉法

入間市第二次次世代育成支援行動計画

入間市こんにちは赤ちゃん事業実施要領

ウ 対象

新生児訪問利用を除く、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者

助産師、保健師、看護師

オ 内容

家庭訪問による養育環境の確認

母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	実件数	延べ件数
R 2	1 4 0	1 4 7
R 1	1 3 6	1 4 8
対比	4	－ 1

キ 事業の経過

平成 1 9 年度	事業開始
平成 2 0 年 3 月	保健師が試行的に実施
平成 2 0 年度	保健師の他、母子保健推進員を委嘱し、訪問を依頼
平成 2 2 年度	保健師、助産師の専門職のみで実施
平成 2 3 年度	出生連絡票の提出のない方への電話連絡を開始

ク まとめ

令和 2 年度は、新型コロナにより新生児訪問より玄関先で対応するこんにちは赤ちゃん事業を希望する方が多かった。今後も新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん事業の周知を積極的に行い、出生後早期の訪問に努めていく。

(5) 乳幼児等訪問指導

ア 目的

乳幼児とその保護者の健康保持増進のため随時家庭訪問し保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

乳幼児等とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	乳幼児等	
	実件数	延べ件数
R 2	2 2 5	3 1 8
R 1	2 3 0	3 6 3
対比	－ 5	－ 4 5

キ 事業の経過

平成 9 年度 乳幼児等訪問指導実施に伴い、母子保健事業が市町村に一元化。基本的なサービスを市町村が一貫して行うようになったため、乳幼児健康診査実施後の事後指導として家庭訪問や保護者の育児不安に対応

ク まとめ

発達や育児不安の相談が多く、家庭訪問にて状況を確認しながら支援をしている。

(6) 乳幼児の転入者家庭訪問事業

ア 目的

入間市に転入した乳幼児とその保護者に家庭訪問を行なうことで、子育ての孤立化予防と乳幼児の虐待予防を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法、児童虐待防止法

ウ 対象

入間市に転入した 4 歳未満の乳幼児のいる家庭

エ 対応者

保健師

オ 内容

転入の翌月に、予防接種予診票と子育て支援情報を持参し家庭訪問をする。乳幼児健診や予防接種状況を確認し、情報提供や個別支援につなげる。

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	延べ件数
R 2	2 8 8
R 1	3 5 0
対比	－ 6 2

キ 事業の経過

平成30年度 2月、3月に試行期間として実施

令和元年度 事業開始

ク まとめ

令和元年度に比べ、事前にご家族から相談をいただくケースも増えてきており、転入者訪問の周知が広がっている印象を受ける。また、継続支援依頼を受けるケースにも、訪問するきっかけになっており、介入しやすくなっている。

7 地域活動推進事業

(1) 母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母子保健地域組織育成事業について（平成7年4月3日児母第19号地域母子保健事業の実施について1（2））

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

(ア) 委託事業

- a 母子保健事業の協力：乳幼児相談、BCG、両親学級、食育教室、2歳児歯科健診、赤ちゃんサロン
- b 子育て支援事業：地域で親子のふれ合う機会をつくり、母子の健康と福祉の向上を図る。
- c 育児体験事業：中学生に育児体験を提供することで、母性・父性を培うとともに、命の大切さを学び豊かな人間性を育むことを支援する。

d 三世代交流事業：高齢者と児童を含む地域住民の交流を通して、活力あふれる健全な地域づくりを推進する。

e 声かけ訪問事業：近隣の乳幼児から高齢者の方までに声をかけ、健康課題の発見や健康づくりを支援する。

(イ) その他

定例会での保健師セミナー

オ 実績

(ア) 実施状況：令和2年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員
乳幼児相談	公民館	受付、 資料や体温 計配布、 妊婦体験コ ーナー等	3回／46人／7人
B C G	健康福祉 センター		6回／323人／12人
両親学級			6回／98人／12人
食育教室はじめて			5回／48人／10人
食育教室もぐもぐ &かみかみ			5回／48人／10人
2歳児歯科健診			5回／297人／5人
赤ちゃんサロン			13回／83名／13名
子育て支援事業	公民館・ 健康福祉 センター	親子遊びの紹 介、地域の親 子同士や愛育 班員との交流 等	15回／156人／111人
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	2校／265人／8人
三世代交流事業	公民館	三世代の交流 の場を作る	中止
声かけ訪問事業	各地区	近隣の妊婦、 子育て中の親 への声かけ	39件

(イ) 実施状況：令和元年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員
乳幼児相談	公民館		8回／137人／16人
B C G			11回／759人／22人

両親学級	健康福祉 センター	受付 資料や体温 計配布 妊婦体験コ ーナー等	5回／26人／10人
働くママのための両親学級			6回／177人／12人
9か月育児学級			6回／232人／12人
食育教室			22回／469人／44人
2歳児歯科健診			11回／833人／22人
子育て支援事業	公民館	親子遊びの紹 介、地域の親 子同士や愛育 班員との交流 等	59回／1,203人／493人
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	3校／361人／138人
三世代交流事業	公民館・ 健康福祉 センター	三世代の交流 の場を作る	5回／743人／84人
声かけ訪問事業	各地区	近隣の妊婦、 子育て中の親 への声かけ	203件

(ウ) 班員数

単位：人

年度 支部名	R 2	R 1	対比
本部	2	4	-2
豊岡第一	10	11	-1
豊岡第二	19	26	-7
東金子	26	26	0
金子	30	32	-2
宮寺	25	32	-7
二本木	8	8	0
藤沢	17	20	-3
東藤沢	16	20	-4
小谷田1丁目	7	7	0
西武	11	13	-2
合計	171	199	-28

カ 事業の経過

昭和15年	金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始
昭和30年代後半	宮寺・東金子・藤沢・角栄・角栄西が活動開始
昭和42年	西武が活動を開始
昭和43年	7地区が統合し、入間市母子愛育会が設立。後に、豊岡第一・豊岡第二・二本木も活動を開始
平成14年	小谷田1丁目が活動を開始
平成25年	東藤沢東部・東藤沢西部が合併、東藤沢支部として活動を開始
平成28年	西武支部が活動再開

キ まとめ

感染拡大防止により事業の中止が相次ぎ様々な愛育会活動が実施困難だった。その中でも感染予防対策を講じながら本部事業子育て支援事業「大きな輪」と各支部による事業を実施出来ることが出来た。

通常の活動は、支部ごとに創意工夫が見られ、母子の交流のみならず、祖父母世代を加えた三世代交流会なども好評を博している。

青少年育成事業については、学校協力のもと感染予防対策を講じ、3密を避けた体制で実施が出来た。毎年、各校から実施希望があり、今後全校実施出来るよう検討する必要がある。

8 団体育成事業

(1) 地域の育児サークル

ア 目的

子育て中の親が、仲間と集まり情報交換などを行うことで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

市内在住の4歳未満（年少児以下）の児をもつ親子

エ 対応者

職員

オ 内容

プレイルームの貸出し（予約制）1日5枠 1枠1時間30分
転入者など希望者へ既存の育児サークルの紹介

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
R 2	8	0
R 1	3 1	2, 6 0 0
対比	- 2 3	- 2, 6 0 0

キ 事業の経過

平成 1 5 年度	プレイルームの貸出しを開始
平成 1 7 年度	利用者の増加に伴い 1 日 4 枠から 5 枠に変更
平成 2 2 年度	サークル登録の対象年齢を就学前に変更
平成 2 3 年度	サークル登録の対象年齢を年長児以下に変更
平成 2 4 年度	サークル登録の対象年齢を年中児以下に変更
平成 2 5 年度	サークル登録の対象年齢を年少児以下に変更
平成 3 0 年度	赤ちゃんサロンを休止し、プレイルーム新規登録団体がなくなる
令和元年度	各地区公民館で赤ちゃんサロンを開始
令和 2 年度	感染拡大防止のため貸出中止・多胎児サークルのみ貸し出し継続し、令和 2 年度末で登録・利用を終了

ク まとめ

令和元年度から、赤ちゃんサロンの会場を各地区公民館に変更して身近な地域での交流や子育て支援センターへのつながりを図ってきた。身近な地域の子育て支援センターの利用が高まっており、プレイルームの貸し出し数は年々減少傾向である。令和 2 年度末で登録・利用を終了し、今後は従来の事業に加えて個別相談等の母子保健事業で利用する予定である。多胎児サークルについては、集まれる場所が限られるため、令和 3 年度も特例として利用を許可する。